

千葉商科大学長 様

誓 約 書

私は、千葉商科大学（以下「本学」という）の教職員の引率する旅行に参加するにあたり、安全と健康に十分に注意を払うとともに、下記誓約事項を遵守することを誓約いたします。

1. 研修にかかる費用は渡航前に準備する必要があるため、日程表や工程表等の内容も含め、事前に保証人等の了承を得た上で提出すること。
2. 持病・アレルギー等、心身の健康状態に不安のある場合は事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから参加すること。
3. パスポート、ビザ等、派遣に必要な諸手続きは、事前に確認し、自らの責任で遅延なく準備すること。
4. 個人情報（氏名、生年月日、性別、パスポート番号・有効期限等）を渡航・研修諸手続きの目的のため、本学又は本学教職員から研修先機関、旅行会社、航空会社、損害保険会社等へ提供される場合があることに承諾すること。
5. 本学が指定する海外旅行保険及び留学生トータルサポートプログラムサービスに加入し、加入にかかる費用を負担すること。
6. 渡航に際して事前・事後研修、オリエンテーション等、指示されるものに全て参加すること。また、それらに欠席した場合や提出物が未提出の場合等により、参加を取り消される場合があることを承諾する。これにより生じる費用について、その費用を負担すること。
7. 渡航期間が3ヶ月未満の場合には外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録し、3ヶ月以上の場合には在外公館に在留届を提出すること。その登録又は提出がされたことを確認するため、本学にその証憑を提出すること。
8. 渡航中は、滞在先の法令、日本の法令、研修先機関等の諸規則を遵守し、千葉商科大学生としての自覚を持って行動すること。
9. 何事にも協調性を持ち、他の学生と協力し合いながら生活すること。
10. 渡航中の災害、戦争、暴動、テロ、犯罪、事故、疾病等不可抗力による損害に関し、その責任は本人が負うものとし、本学、研修先機関又はその関係者に責任を問わないこと。
11. 故意又は自らの重大な過失により本学、研修先機関又は第三者に損害を与えた場合、これを賠償すること。また、研修先機関又は第三者に損害を与えた結果、本学が損害賠償の責を負った場合においても、自らの責任により本学が被った損害を補償すること。
12. 渡航先の安全上の状況によっては、本学が渡航の中止・延期を決定する場合があることに同意すること。
13. 渡航先において、本学が危険と判断するような問題が発生した場合や、勉学・健康・生活態度等の面でなんらかの不都合が発生し、教職員の引率する旅行を継続することが困難と認められる場合において、本学により帰国を判断されたときは、その命に従うこと。
14. 緊急に医療手当や手術の必要が生じた場合において、本人の意思確認ができず、かつ、保証人に連絡が取れないこと等により保証人の意思確認をする時間的猶予が無いときは、派遣先担当者もしくは引率の本学教職員の判断により処置を受けること。
15. 渡航中は、現地でつながる携帯電話を持ち、渡航前にその電話番号を本学に届け出ること。
16. 渡航中は、自動車・オートバイの運転は行わないこと。

西暦 年 月 日

学部 学科 年

学籍番号

氏 名 印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

西暦 年 月 日

保証人氏名 印

(保証人は大学への届出と同一とすること。保証人直筆とし、印影は学生とは別個のものを使用してください。)